第二十八条の二の八を第二十八条の二の九とし、第二十八条の二の七の次に次の一条を加える。

（顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の給油取扱所等の特例）

第二十八条の二の八　第二十八条の二の四の給油取扱所（エタノール等を取り扱う給油取扱所に限る。）に係る令第十七条第五項の規定による同条第四項に掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

2　前項の給油取扱所（次項及び第四項に定めるものを除く。）は、第二十八条の二の五の規定に適合しなければならない。

3　第一項の給油取扱所（屋内給油取扱所に該当するものに限る。）は、第二十八条の二の六の規定に適合しなければならない。

4　第一項の給油取扱所（圧縮天然ガス等充塡設備設置給油取扱所及び第二十八条第一項の自家用の給油取扱所に該当するものに限る。）は、前条の規定に適合しなければならない。

第三十二条の七（見出しを含む。）から第三十二条の九まで及び第三十三条第二項第一号の表中「二酸化炭素」を「不活性ガス」に改める。

第三十四条第一項第四号の二中「メタノール」の下に「又はエタノール」を加える。

第四十条の十四の見出し中「メタノール等」の下に「及びエタノール等」を、同条各号列記以外の部分及び第一号中「メタノール等」の下に「又はエタノール等」を、同条第二号「メタノール」の下に「又はエタノール」を加える。

第六十二条の二の五第一項中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第六十二条の二の六第二号中「前々回の保安検査の当該減少量」を「同項の規定の例により算出される前々回の保安検査の直近において行われた完成検査又は法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査から前々回の保安検査までの間の当該液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量のうち内面の腐食を生じている箇所における減少量」に改める。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成十二年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第六十二条の二の二第一項に規定する」を「第六十二条の二の二第一項第一号及び第二号に規定する」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第三条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年自治省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「下欄の」の下に「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち」を加え、「この条及び次条」を「次条及び第二条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一条の三　令本則の表十六の項の2の下欄の浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものは、規則第二十二条の二第一号ハに定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクとする。

第二条第三号及び第四号中「並びに第一条の二に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るもの」を「、第一条の二に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るもの並びに前条に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の浮き蓋に係るもの」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四百五号。以下「四百五号改正政令」という。）の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第一条の三第四項第二号、第六十二条の二の五第一項及び第六十二条の二の六第二号の改正規定並びに第二条中危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成十二年自治省令第十一号）附則第二項の改正規定　公布の日

二　第一条中規則第二十五条の二第一号イの改正規定、規則第二十八条の二の見出し中「メタノール等」の下に「及びエタノール等」を加え、同条に二項を加える改正規定、規則第二十八条の二の二の見出し中「メタノール等」の下に「及びエタノール等」を加え、同条に二項を加える改正規定、規則第二十八条の二の三（見出しを含む。）の改正規定、規則第二十八条の二の八を規則第二十八条の二の九とする改正規定、規則第二十八条の二の七の次に一条を加える改正規定並びに規則第三十四条第一項第四号の二及び第四十条の十四（見出しを含む。）の改正規定　四百五号改正政令附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年一月十一日）

三　第一条中規則第三十二条の七（見出しを含む。）から第三十二条の九まで及び第三十三条第二項第一号の表の改正規定　四百五号改正政令附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年三月一日）

四　第一条中規則第一条の三第七項第一号、第十一条、第十二条、第十三条の二の二、第十三条の四、第十三条の五、第十五条、第十七条第一項、第十八条、第十九条の二、第二十条の二第一項、第二十条の三、第二十条の五、第二十条の六、第二十条の九第二号、第二十条の十、第二十一条の二、第二十一条の三、第二十一条の四、第二十一条の六及び第二十二条第一項の改正規定、規則第二十二条の二の六中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改め、同条を規則第二十二条の二の八とする改正規定、規則第二十二条の二の五中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同条を規則第二十二条の二の七とする改正規定、規則第二十二条の二の四中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同条を規則第二十二条の二の六とする改正規定、規則第二十二条の二の三中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同条を規則第二十二条の二の五とする改正規定、規則第二十二条の二の二中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同条を規則第二十二条の二の四とする改正規定、規則第二十二条の二の改正規定、同条を規則第二十二条の二の三とする改正規定、規則第二十二条の次に二条を加える改正規定、規則第二十二条の三第一項、第二十二条の三の二、第二十二条の三の三、第二十二条の四、第二十二条の八、第二十二条の九、第二十二条の十、第二十四条の二の七、第二十四条の二の八及び第二十四条の九の二の改正規定並びに第三条中地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（以下「手数料省令」という。）第一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、手数料省令第二条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条　四百五号改正政令附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）

（避雷設備の基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、四百五号改正政令による危険物の規制に関する政令（以下「令」という。）第一条第一項の規定の改正により新たに消防法（以下「法」という。）第十一条第一項の規定により許可を受けなければならないこととなるもの（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するもののうち、この省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第十三条の二の二に定める技術上の基準に適合しないものに係る同条の規定の適用については、同条中「日本工業規格A四二〇一（建築物等の雷保護）」とあるのは、「日本工業規格A四二〇一（一九九二）「建築物等の避雷設備（避雷針）」」とする。